

法律・会計に係る業務を行う 士業のみなさまへ

令和4年10月から 5人以上の従業員を雇用している 士業の個人事業所は 社会保険への加入が必要です。

- 令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所については、厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になります。
- 強制適用事業所になると、対象となる従業員の方を被保険者にする必要があります。
- 新規適用届、被保険者資格取得届等の届出が必要となります。

適用の対象となる士業

弁護士 沖縄弁護士 外国法事務弁護士 公認会計士 公証人 司法書士
土地家屋調査士 行政書士 海事代理士 税理士 社会保険労務士 弁理士

被保険者となる方

- 適用事業所となる場合、以下の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

- ① **正社員の方**
- ② **パート・アルバイト等のうち、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上である方**

※厚生年金保険は、原則70歳に達するまでの加入となります。

※外国人であっても加入要件を満たした場合、国籍を問わず被保険者になります。

- 個人事業所の事業主の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者になりません。ご注意ください。

個人事業所の適用に関するQ&A

Q1 社会保険への加入に必要な届出は何ですか？

A 日本年金機構（事業所の所在地を管轄する事務センター等）に「新規適用届」と「被保険者資格取得届」の提出が必要です。この他、「被扶養者異動届」などが必要になる場合もあります。申請に関する詳細については、日本年金機構HPをご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150311.html>

また、提出には是非電子申請をご利用ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



〔新規適用の手続〕〔電子申請〕

Q2 「常時5人以上の従業員」にはどのような従業員が含まれますか？

A 正社員に加え、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の3/4以上の従業員となります。（従業員には、パート・アルバイトを含みます。）

※日々雇い入れられる方などの「常時使用される」者でない場合は、含まれません。詳しくは、日本年金機構HPをご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.html>



Q3 共同代表の場合、社会保険の手続きはどのようにになりますか？

A 従業員と雇用契約を締結している代表者が、その雇用している従業員の人数などの雇用状況に応じて、事業主として手続きを行います。なお、代表者が連名で従業員と雇用契約を締結している場合は、代表者間で調整の上、いずれかの者を事業主とすることとなります。

Q4 従業員が他の事務所と兼業しています。適用になりますか？

A 従業員が社会保険の適用となるかどうかは、それぞれの適用事業所ごとに判断します。具体的には、適用事業所ごとに週の所定労働時間及び月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の3/4以上かどうかで判定します。

※複数の適用事業所で適用となる従業員は、資格取得届と同時に二以上事業所勤務届を提出する必要があります。

Q5 令和4年10月より前に適用事業所になることはできますか？

A 従業員の半数以上が同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた場合、適用事業所になることができます。詳しくは、日本年金機構HPをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150310.html>



詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

**ねんきん
加入者ダイヤル**

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間： 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。